

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年3月17日現在

福島県		出荷制限	措取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非純活性葉菜類 (ホウランソウ、コマツナ等)	1市4町2村 ^{※2}		1市4町2村 ^{※2}
純活性葉菜類 (キャベツ等)			—
アブラicotの花巻類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯舘村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木ナメコ(露地栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯舘村		南相馬市 いわき市 楢葉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(二ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(二ごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉姫岳、原町区片倉字洋行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉姫岳、原町区片倉字洋行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
穀類	大豆	本宮市(旧木沢村(白沢村)及び旧白岩村の区域に限る。)、大玉村(旧大山村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門川の上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門川の上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物28種 ^{※7}	最大高潮時海岸線と宮城県福島県境の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※8}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※9}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—
	シカの肉	全域	—

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、葛尾村、飯舘村

※2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、富岡町、大鷲町、双葉町、浪江町、東根村(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び飯館村

有林福島林務官署2林、林坂の一部、252林坂、253林坂の一部、258林坂から270林坂まで、283林坂から300林坂まで及び301林坂から303林坂までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径2キロメートル内に該区域を除く。」、同上福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域のうち原町区高倉字営原、原町区高倉字木谷森、原町区馬場屋五台山、原町区馬場屋七曲、原町区馬場屋八丁子

川、原町区馬場字業部、原町区片上津字行利及び平原区大字原と田城並びに市内国林寺幡森森林管理署 2004年林班から 2087林班まで、福島市(旧福島市)湯瀬町、利生、小金井町(現宇陀郡八日市町)除く。)平野町、旧麻績村、旧郡町、今市町、旧下川原町、旧松川町、旧金谷山町、旧北木町(現立科町)は(現立科町)に属す。)伊達市(旧伊達市)、松川町、西郷町、向井町に限る。)及び日光市(旧日光市)、松代町、栗原町、北条町、西郷町に限る。

大間(寺)、清水、沢尻、水谷、平久保、御塚原、里ヶ谷、山ノ口、宝木津、笠石及び上ノ台を除く。)、斐川町新田及び斐川町細谷に限る。), 古戸石村、旧上保原村、庄山堂村、小手平村及び高野原村、栗川町八幡に限る。)の区域に限る。), 本多松市(旧斐川村、斐川渋川及び米泽に限る。), 旧岳下村、旧小坂村、旧塩塚村、旧木崎村、旧芦沢村、旧石井村、新殿村、旧太田村(岩代町)の区域に限る。), 本巣市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本巣町の区域に限る。), 桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。), 国見町

(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、都山市(旧喜久山村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧坂本村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

*4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、柏市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧中野村の区域に限る。)、郡山市(旧中野村の区域に限る。)、猪苗代町(旧猪苗代町の区域に限る。)

(旧川汎村の区域に限る。)、田村市・都路町・船引町横道・船引町中山字下馬塚・常葉町堀田・常葉町山根並びに市内有林国本郡管轄委員会251林班の一部、252林班、253林班から270林班ままで及び303林班から303林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市小高区、原町区(貯木(貯木)津の区域に限る。)、馬場、字五台山、字柳井及び宇喜多筋の区域に限る。)、高食(字常留、字吹呴、字七曲、字森井及び字祐木森の区域に限る。)、寒川(字夷宿の区域に限る。)、小浜(字空間形)

久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。)及び大辻(字田和城の区域に限る。)の区域に限る。)並びに市内有林地森林管理署2044林班から2087林班まで、2089林班から2102林班まで、2104林班から2120林班まで及び2130林班までの区域に限る。)又は伊市(旧蛭本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月詠町の区域に限る。)川俣町(山丘並びに町内有林地森林管理署161林班から65林班まで及び167林班の区域に限る。)大玉村(旧玉井村の区域に

に限る)、広野町、裕葉町、川内村及び飯舘村(長泥並びに村内国有林磐梯森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。)

*5 福島県南相馬市は平成24年3月30日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く。)、伊弉諾(平成25年8月7日付け指⽰により設定された居住制限区及び避難指示解除準備区分に限る。)、柳原町・富岡町(平成25年3月7日付け指⽰により設定された居住制限区及び避難指示解除準備区分に限る。)、大船渡町(平成24年11月30日付け指⽰により認定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、磐田町(平成25年5月7日付け指⽰により認定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指⽰により認定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

川内村(平成24年3月30日付け指しにより設定された被除菌区域を除く区域に限る)、及び飯村地区(平成24年6月15日付け指しにより設定された被除菌区域を除く区域に限る)、川内村(平成25年3月1日付け指しにより設定された被除菌区域を除く区域に限る)、

帰還困難区域を除く区域に限る。)

*6 福島県農相馬市(平成24年3月30日付け指しにより設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、川俣町(平成25年5月7日付け指しによる設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、猪苗代町、富岡町(平成25年3月7日付け指しによる上記4市町を除く福島県内全町・全村に限る)、大熊町(平成24年11月20日付け指しによる設立された福島県内全町・全村に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指しによる上記4市町を除く福島県内全町・全村に限る)、浪江町(平成25年5月7日付け指しによる上記4市町を除く福島県内全町・全村に限る)

日付け指標により設定された避難困難区域を除く区域に限る。」、奈良町「平成24年1月30日付4号指標により設定された避難困難区域を除く区域に限る。」、波江町「平成25年3月7日付4号指標により設定された避難困難区域を除く区域に限る。」、川内村「平成24年1月30日付4号指標により設定された避難困難区域を除く区域に限る。」、宇井川村「平成25年3月7日付4号指標により設定された避難困難区域を除く区域に限る。」

除く区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※7 アイナ、アカシタビラム、イカナゴ(稚魚を除く)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾソイアイナメ、カサゴ、キツネメバル、クロウシシタ、クロソイ、クロダイ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、スズキ、ナガツカ、スマガレイ、ババガレイ、ヒラメ、ホシガレイ、マアナゴ、フツリ、コブツリ、ツバメウオ、ルリボシハタ、スザンギ

※当院において飼養されている牛について、異常に行動の移動(12月齢未溝の牛のものも含む)及び不適応の出芽を差し控えよう西浦

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年3月17日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年3月17日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、上三川町、益子町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績・平成28年3月17日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年3月17日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年3月17日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年3月17日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	<p>H28.10.29~: 十和田市、黒川町 (ナラタケ生垣を除く。) H28.10.29~: H27.11.20解除: 十和田市 (ナラタケに限る。)</p> <p>H28.11.30~: 青森市 (ナラタケを除く。) H28.10.30~: H27.11.20解除: 青森市 (ナラタケに限る。)</p> <p>H28.10.1~: 駒ヶ根町 (ナラタケを除く。) H28.10.1~: H27.11.20解除: 駒ヶ根町 (ナラタケに限る。)</p> <p>青森県東港町駿河屋灯台と北海道函館市夷山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>
水産物	マダラ	H28.8.27~H24.10.31解除: 青森県東港町駿河屋灯台と北海道函館市夷山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
タケノ		H28.4.31~: 一関市、奥州市 H28.4.30~: 鹿角市、盛岡市 H28.4.11~: 鹿角市
原木シタケ(露地栽培)		H28.4.19~H27.4.15解除: 鶴巣郡、北上市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H28.4.19~H27.4.15解除: 鶴巣郡、北上市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H28.4.19~H27.4.15解除: 鶴巣郡、北上市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H28.4.19~H27.4.15解除: 鶴巣郡、北上市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H28.4.19~H27.4.15解除: 鶴巣郡、北上市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。)
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	<p>H28.4.19~: 大船渡市、東磐石 H28.4.19~: 鹿角市、盛岡市 H28.4.19~: 一関市、盛岡市、平泉町 H28.4.19~: 盛石町 H28.4.19~: 岩手町 H28.4.19~: 大船渡市、金ケ崎町 H28.4.19~: 住田町 H28.4.19~: 鹿角市 H28.4.19~: 佐伯町 H28.4.19~: 鳥海市 H28.4.19~: 盛岡市 H28.4.19~: 盛石町 H28.4.19~: 住田町 H28.4.19~: 北上市 H28.4.19~: 盛岡市 H28.4.19~: 一関市 H28.4.19~: 盛石町</p> <p>H28.5.30~: 一関市 (旧唐津村の区域に限る。)</p>
コシアブラ		H28.4.19~: 一関市、鶴賀高田町
セリ(野生のものに限る。)		H28.5.17~: 一関市
ゼンマイ		H28.6.1~: 平泉町
ワラビ(野生のものに限る。)		H28.6.1~: 盛岡市
越前	大豆	H25.1.4~H25.2.4解除: 一関市 (旧唐津村の区域に限る。) H27.7.1解除: 一関市 (旧唐津村の区域に限る。)
鉄類	ソバ	H24.11.3~H28.4.11解除: 嶺南市 (旧北村村の区域に限る。)
	スズキ	H24.10.28~H28.4.28解除: 最大高潮時海岸線上岩手県宮城石巻市金華山頂から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城石巻市金華山頂から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.1~: 最大高潮時海岸線上岩手県宮城石巻市金華山頂から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城石巻市金華山頂から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.12~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手県宮城石巻市金華山頂から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城石巻市金華山頂から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手県宮城石巻市金華山頂から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂から正東の線、宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	イワナ(繁殖を除く。)	H24.8.8~: 深浦川 (支流を含む。) H24.5.3~H27.9.30解除: 岩手県内の北上川のうち四十田四田門の下流 (支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石浦ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、由利ダムの上流、豊ダムの上流及び北上川の支流を除く。)
	ウグイ	H24.6.11~H27.7.10解除: 気仙沼 (支流を含む。) H24.6.12~H26.8.25解除: 大川 (支流を含む。)
肉	牛の肉	H28.8.1~H28.8.20解除: 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	クマの肉	H24.6.10~: 金城
	シカの肉	H24.7.28~: 金城
	ヤマドリの肉	H24.6.24~: 金城
宮城県		出荷制限
タケノ		<p>H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1~: 兵庫郡 (下部の区域を除く。) H24.5.1~: 烏山町 (下部の区域を除く。) H24.5.1~: 仙台市 (下部の区域を除く。) H24.5.1~: 関市 (下部の区域を除く。)</p>
原木シタケ(露地栽培)		<p>H24.4.11~H27.8.26解除: 鶴巣郡、気仙沼市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11~H27.7.17解除: 鶴巣郡、南三陸町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H28.1.28解除: 鶴巣郡 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.4.1~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10解除: 大崎町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.28~: 直沼町 (石巻市) H24.4.28~H26.5.28解除: 鳥取町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~: 七ヶ所町 H24.4.27~H27.4.11解除: 加美町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.5.7~: 川崎町、喜多方市 H24.5.8~: 色麻町</p> <p>H24.5.10~: 七ヶ所町 H24.5.10~: 大崎町</p> <p>H24.4.27~H27.4.16解除: 仙台市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.4.16解除: 大崎町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ (露地栽培) は出荷制限の対象から除く。)</p>
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.27~: 仙台市
	クサンツツ(こごみ)	H24.6.27~H27.2.28解除: 大崎町 (被端されるカサツツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.2~H27.5.25解除: 加美町
	コシアブラ	H24.6.7~: 雷米町、東磐石 H24.6.7~: 大崎町、南三陸町 H24.6.11~: 仙台市、七ヶ所町 H24.6.7~: 大崎町
	ゼンマイ	H24.6.11~: 仙台市、丸森町
	タラバ(野生のものに限る。)	H24.6.12~: 仙台市、喜多方市、大崎町
越前	大豆	H25.1.4~H25.3.15解除: 莱原市 (旧金田村の区域に限る。) H25.1.9解除: 莱原市 (旧金田村の区域に限る。)
鉄類	(平成25年度)	H28.8.19~: 莱原市 (旧北村村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) ソバ
		H24.11.16~H28.4.11解除: 莱原市 (旧北村村の区域に限る。) H24.12.14~H25.2.25解除: 大崎町 (旧一葉村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	H24.8.25~: 宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	H24.4.12~H27.11.20解除: 宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂から正東の線、宮城県石巻市金華山頂から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.10.25~H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手県宮城石巻市金華山頂から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.30~H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂から正東の線、宮城県石巻市金華山頂から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガシマフグ	H24.5.30~H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂から正東の線、宮城県石巻市金華山頂から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	アユ(繁殖を除く。)	H28.6.27~: 宮城県内の河川網 (支流を含む。ただし、セケダムの上流を除く。)
	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.20~H27.9.30解除: 宮城県内の河川網 (支流を含む。) (ただし、白鶴飛走により上流の白石川 (支流を含む。))
	ウグイ	H24.4.20~: 白石川 (支流を含む。) (ただし、セケダムの上流を除く。)
肉	牛の肉	H28.7.28~H28.8.15解除: 金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	H24.6.22~: 西磐石、丸森町
	クマの肉	H24.6.25~: 金城 (止端地帯を除く。)

*の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年3月17日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年3月17日現在

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成28年3月17日現在

福島県	摂取制限
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
野菜	<p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村）</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.3.23～: 棚倉町</p> <p>H23.9.6～: 棚倉町（※菌根菌に關する野生キノコに限る）</p> <p>H23.9.15～: いわき市、棚倉町</p> <p>H23.9.20～: 南相馬市</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)</p> <p>H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉</p> <p>H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

*□の箇所は摂取制限の対象